Ver.令和８年９月１日

# 「ひだまりいろ　重要事項説明書」

＿＿＿＿＿様に対する生活介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所に説明すべき内容は次の通りです。

１．　サービスを提供する事業者

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 社会福祉法人　中野社会福祉協会 |
| 所　在　地 | 岡山県倉敷市藤戸町天城 2065-1 |
| 電 話 番 号 | 電話番号；086-441-0222（FAX：086-441-0223） |
| 代表者氏名 | 理事長　中野 史明 |
| 設 立 年 月 | 昭和 44 年 10 月 13 日 |

２．利用施設

| | |
|---|---|
| 事業所の種類 | 生活介護事業<br>平成 27 年 4 月 1 日指定 |
| 事業所の名称<br>（事業所番号） | ひだまりいろ<br>（3310202613） |
| 事業所の所在地 | 岡山県倉敷市藤戸町藤戸 1620-3 |
| 連　絡　先 | 電話番号；86-420-0770　fax；086-420-0880 |
| ホームページアドレス | https://nsfk.okayama.jp/hidamariiro/ |
| 施　設　長 | 加嶋　貴行 |
| サービス管理責任者 | 笹山　加奈子 |
| サービスの実施地域 | 倉敷市<br>＊通所出来る範囲であればこれに限らない。 |
| 主たる対象者 | 身体障がい、知的障がい |
| 定　　員 | 25 名 |
| サービス提供時間 | 8：30～17：30 |
| 開設年月日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

無断転載・複製禁止

３．サービスの目的・運営方針

| | |
|---|---|
| 目　的 | 個々に合った活動の機会を提供すると共に、地域社会の中で自らの尊厳と誇りをもって生活出来るサービスを提供することを目的とする。 |
| 運営方針 | ・社会的な自立と生活基盤の確立を目指す。<br>・インクルージョンの積極的な啓発と社会参加。<br>・地域社会への貢献し、文化活動に参加する。 |

サービスに係る施設・設備等の概要

（1）施　設

| | | |
|---|---|---|
| 建物 | 構　造 | 木造金属横葺カラーガルバニウム鋼板平家建 |
| | 延べ床面積 | 387.55 ㎡ |

（2）主な設備

| 施設設備の種類 | 部屋数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 訓練・作業室 | 1 | 可動間仕切りにより 2 部屋に仕切れます。 |
| 多目的室 | 1 | 可動間仕切りにより 2 部屋に仕切れます。<br>ロッカー、流し有 |
| 相　談　室 | 1 | |
| 事　務　室 | 1 | |
| 書庫、倉庫 | 各 1 | |
| 医　務　室 | 1 | 手洗い有 |
| 洗面設備 | 1 | |
| 便　　所 | 6 | 車イス用トイレ 3（うち 1 つにオストメイト設備有）、厨房専用 1、職員トイレ 2 |
| 更　衣　室 | 2 | 更衣室 1、更衣室 2　＊エアコン完備 |
| 厨　　房 | 1 | 検収室、更衣室有 |
| 浴　　室 | 1 | 機械浴、シャワー浴 |
| 脱　衣　室 | 1 | ＊エアコン完備 |
| 洗　濯　室 | 1 | リネン庫有 |

無断転載・複製禁止

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

4．　サービス提供職員の設置状況

| 職　種 | 人　　数 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 施設長（管理者） | 1 名 | |
| サービス管理責任者 | 1 名 | |
| 看　護　師 | 1 名以上 | |
| 生活支援員 | 1 名以上 | |
| 医　　師 | 1 名以上 | |

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

5．　営業日と営業時間

営業日：月曜日～土曜日（年末年始は休業）

（その他、事業所が必要と考える日）

営業時間：8：30～17：30 まで
サービス提供の内容　<サービスの概要>
　全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。

| サービスの種類 | サービスの内容 |
|---|---|
| 相談及び支援 | ・利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等の的確な把握に努め、適切な相談、助言、支援等を行います。 |
| 介　　護 | ・利用者の心身の状況に応じ、適切な技術を以って、食事、整容、排泄等日常生活にわたる介護サービスを提供します。 |
| 食事の提供 | ・利用者の身体の状態及び希望や嗜好を考慮し、栄養バランスを考えた食事の提供に努めます。<br>・ご希望に応じ、とろみ食、刻み食、一口大を提供します。その都度、食事箋の提出をお願い致します。 |
| 入　　浴 | ・入浴の介助又は清拭などを行います。利用者のご希望、心身の状況に応じて入浴することが出来ます。なお、美容に関する支援は差し控えさせていただきますのでご了承下さい。 |
| 健康管理 | ・日常生活上必要な投薬その他必要な管理、記録を行います。また必要時は、医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。<br>・市販の薬は、お預かりすることが出来ませんので、ご了承ください。事業所で薬の服用をされる場合は、必ず、医療機関から出された服薬内容表か、お薬手帳をご持参下さい。<br>・塗布薬につきましては、薬に塗布の箇所をご記入下さい。<br>・薬には、1 日ごとにお名前をご記入下さい。 |
| 日中活動 | ・創作活動、社会活動（交流）、文化的活動、作業活動等、お一人お一人に応じた活動を提供していきます。<br>・なお、売上があった場合は、3 月に仕入額を引いた額を登録人数で除した額をお支払します。 |
| 送迎サービス | ・相談に応じ送迎を行います。<br>当日であっても、乗車メンバーの状況によっては、送迎の順番やルートが変更になる場合もあり、到着時間に影響することがありますが、ご了承下さい。 |

無断転載・複製禁止

8. 利用料金
（1）介護給付費対象サービス内容の料金
　介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者

負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)
なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（2）サービス利用にかかる実費負担額
サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので実費をいただきます。

| 項　　目 | 金額（1 日あたり） |
|---|---|
| ① 食事（昼食費）食事加算該当者の方 | 297 円（税込） |
| ② 入浴（水道光熱費） | 250 円（税込） |
| ③ 活動にかかる実費 | 実費<br>クッキングは 1 回につき 100 円（税込） |
| ④ その他日常生活上必要となる費用 | 実費 |
| ⑤ 食事（お弁当代） | 実費 |

その他ご希望に沿って提供するサービスの中で、ご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

（3）食事サービス利用の取り消しについて
利用者が、サービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用当日の 8 時 45 分までに当事業所にご連絡ください。お申し出のなかった場合は、下記のキャンセル料をいただきます。
・食費の実費相当額として 297 円

無断転載・複製禁止

（4）利用料金のお支払方法
8（1）及び（2）、（3）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 15 日頃にご請求しますので、翌月末までにお支払い下さい。事業者は、利用者負担額及び実費負担額の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

9．利用者の記録及び情報の管理等
（1）事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

（2）利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。.

| | |
|---|---|
| 利用者の<br>かかりつけ医療機関 | 医療機関名：<br>診　療　科：<br>主　治　医：<br>所　在　地：<br>電 話 番 号： |
| 緊　急　連　絡　先① | 住　　所：<br>電話番号：<br>氏　　名：　　（続柄：　　） |
| 緊　急　連　絡　先② | 住　　所：<br>電話番号：<br>氏　　名：　　（続柄：　　） |

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

（1）要望・苦情等申立先

| | |
|---|---|
| 当事業所<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者　　大野　久美子<br>・ご利用時間　　9 時～17 時<br>・086-420-0770 |
| ひだまりいろ以外の<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者　大和　達仁（本部事務所）<br>・ご利用時間　　9 時～17 時<br>・電話番号；086-441-0222 |
| 岡山県運営適正化委員会 | ・岡山市北区南方 2 丁目 13-1 きらめきプラザ 3 階<br>・電話番号；086-226-9400 |
| 倉敷市 障がい福祉課 | ・倉敷市西中新田 640 番地<br>・電話番号；086-426-3287 |
| 岡山市 障害福祉課 | ・岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号<br>・電話番号；086-803-1235 |
| 玉野市 障害福祉係 | ・玉野市宇野 1-27-1　1 階<br>・電話番号；0863-32-5556 |
| 早島町　健康福祉課 | ・都窪郡早島町前潟 360-1<br>・電話番号；086-482-2483 |

無断転載・複製禁止

（2）虐待防止に関する相談窓口

| | |
|---|---|
| 虐待防止に関する<br>相談窓口 | ・窓口担当者　　大野　久美子<br>・ご利用時間　　9 時～17 時<br>・電話番号；086-420-0770 |

| | |
|---|---|
| ひだまりいろ以外の<br>ご利用相談窓口 | ・窓口担当者　　大和　達仁（本部事務所）<br>・ご利用時間　　9 時～17 時<br>・電話番号；086-441-0222 |
| 岡山県運営適正化委員会 | ・岡山市北区南方 2 丁目 13-1 きらめきプラザ 3 階<br>・電話番号；086-226-9400 |
| 倉敷市 障がい福祉課 | ・倉敷市西中新田 640 番地<br>・電話番号；086-426-3287 |
| 岡山市 障害福祉課 | ・岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号<br>・電話番号；086-803-1235 |
| 玉野市 障害福祉係 | ・玉野市宇野 1-27-1　1 階<br>・電話番号；0863-32-5556 |
| 早島町 健康福祉課 | ・都窪郡早島町前潟 360-1<br>・電話番号；086-482-2483 |

12.　協力医療機関・嘱託医

| | | | |
|---|---|---|---|
| 医療機関の名称 | 藤戸クリニック | | |
| 医　院　長　名 | 秋山　正史 | | |
| 所　　在　　地 | 倉敷市藤戸町藤戸 1573-1 | | |
| 電　話　番　号 | 電話番号；086-428-8572 | | |
| 診　　療　　科 | 内科、心療内科 | 入　院　設　備 | 有 |

無断転載・複製禁止

13.　非常災害時の対策

| | |
|---|---|
| 平時の訓練 | 年 4 回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して<br>実施します。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知設備、火災通報設備誘導灯、消火器 3 本<br>・カーテン等は防炎性能のある物を使用しています。<br>（その他、拡声器・懐中電灯） |
| 消防計画 | 消防署への届出日：令和 8 年 9 月<br>防火管理者　　：　加嶋　貴行 |
| 保険加入 | 事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。<br>・加入保険会社名：㈱損害保険ジャパン<br>加入保険内容：賠償責任保険<br>・加入保険会社名：あいおいニッセイ同和損害保険㈱<br>加入保険内容：火災保険 |
| 警報についての<br>取り扱い | 倉敷市に、午前 7 時の時点で、何らかの警報が発令されている場合、警報解除後も閉所となります。 |

14.　当事業所ご利用の際に留意いただく事項

| | |
|---|---|
| 受給者証の確認 | 受給者証の記載内容に変更があった場合は、速やかに本事業所へお知らせ下さい。本事業所から受給者証の確認をお願いした場合にはご提示下さい。 |
| 設備・器具の利用 | 事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。 |
| 喫　　煙 | 事業所内は、禁煙となります。 |
| 貴重品の管理 | 原則貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理が難しい場合は、貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。 |
| 宗教活動・政治活動、営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 通所停止について | 流行性疾患と診断された場合、施設での感染症の流行を防ぐために、医師の指示する期間は通所停止とさせて頂きます。疾病の治癒後の通所は、医師の証明書をご持参ください。 |
| 第三者評価の実施の有無 | 無し |

無断転載・複製禁止